

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。  
令和6年4月22日

契約担当官  
航空自衛隊第3航空団  
会計隊長 守本 孝明

### 1 工事概要

- (1) 工事名 改修工事設計業務
- (2) 工事場所 航空自衛隊三沢基地
- (3) 工期 契約締結日～令和6年9月30日
- (4) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

### 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建設コンサルタント」で級別の格付を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建設コンサルタント」に係る等級（防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書（以下「資格審査結果通知書」という。）の記3の等級）がB等級以上であること。
- (5) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、申請書記載の競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び資格審査結果通知書の提出期限の日から開札の時点までの期間に、防衛省のいずれかの地方防衛局長又は地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。）から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- (7) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (8) 情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

[ (9)は、請負金額が3500万円以上（建築一式7000万円以上）の場合に適用する。 ]

- (9) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。
  - ア 一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。【建築工事の場合】
  - イ 過去15年の間に同類と認める工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
  - ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

3 入札手続等

(1) 担当部隊等

〒033-8604 青森県三沢市後久保125-7  
航空自衛隊第3航空団（三沢基地）会計隊契約班  
TEL（0176）53-4121（内線：3287・3854）  
FAX（0176）53-5464 担当：チヤナ

(2) 入札説明書等の交付

ア 交付期間

令和6年4月22日から令和6年5月7日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時

イ 交付場所

(1)及び三沢基地ホームページの調達情報

ウ 交付書類

入札説明書、仕様書、申請書、資料、その他、契約担当官が必要と認めるもの

エ 交付方法

手交若しくは三沢基地ホームページの調達情報より入手

なお、仕様書については、公告とともに公示している場合は、三沢基地ホームページの調達情報から入手可能である。

(3) 申請書、資料及び資格審査結果通知書の提出期限等

ア 提出期限

令和6年5月7日17時00分

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書等の提出期限等

ア 提出期限

令和6年5月23日17時00分

イ 工事費内訳明細書の提出

工事費内訳明細書についても、入札書と同時に提出するものとする。

ウ 提出方法

持参又は郵送等

※入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。また、一般競争参加資格確認通知書（入札説明書第7項第7号に示すもの）又はその写しを提示する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年5月27日（月）14時00分

イ 場所 航空自衛隊三沢基地（合同庁舎1階会計隊入札室）

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（1年間）を付したものに限り。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については10分の3）以上とする。

(4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書、資料を含む提出書類に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

- (5) 落札者の決定方法  
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (8) 契約書作成の要否  
要
- (9) 適用する契約条項  
本工事は、航空自衛隊標準契約条項建設工事請負契約条項、適用契約条項及び暴力団排除に関する特約条項を適用する。
- (10) 資料のヒアリングを行う場合がある。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口  
3 (1)に同じ。
- (12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加  
上記2 (2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3 (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- [ (13)アは、請負金額が3 5 0 0万円以上（建築一式7 0 0 0万円以上）の場合に適用する。 ]
- (13) 配置予定監理技術者の確認  
ア 落札者決定後、配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。  
イ 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。
- [ (14)は、請負金額が3 5 0 0万円以上（建築一式7 0 0 0万円以上）の場合に適用する。 ]
- (14) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (15) 詳細は、入札説明書による。



## 特記仕様書

### 1 業務概要

業務名：改修工事設計業務

業務場所：青森県三沢市後久保125-7 航空自衛隊三沢基地（#373、#187）

業務概要：模様替改修工事の設計業務

### 2 一般共通事項

#### (1) 適用基準等

特記仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁制定「公共建築設計業務委託共通仕様書」（業務の履行時における最新のものを）を適用する。

#### (2) 管理技術者

契約相手方は、着工前に管理技術者を通知するものとする。（部隊定型様式）

#### (3) 着工届

契約相手方は、着工届（部隊定型様式）にて着工日を通知するものとする。

#### (4) 工程表

契約相手方は、事前に工程表を作成し、監督官の承認を得るものとする。

#### (5) 疑義に対する協議

設計図書に定められた内容と適用基準等に相違のある場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は監督官と協議し、打合せ簿（部隊定型様式）に記録するものとする。

#### (6) 工事現場管理

ア 工事現場への立入りは、監督官の承認を得ること。また、次に示す事項は、厳に慎むこと。

(ア) 工事現場区域外への立入り

(イ) 指定場所以外での喫煙、火気の使用

(ウ) 工事に関係のない場所の撮影

#### イ 施工条件

(ア) 本業務における作業時間は、08時15分から17時00分を基本とする。

なお、作業期間中の休日（土曜日、日曜日、祝日等）及びその他監督官が指定する日を作業不能日とする。

(イ) 部隊任務遂行上、作業日時の変更又は中断を指示された場合は、速やかに従わなければならない。

#### ウ 安全管理

(ア) 安全管理は、すべて契約相手方の責任において実施すること。

(イ) 業務に関連し、付帯設備等を破損した場合は、直ちに監督官に報告するとともに契約相手方の負担において速やかに復旧するものとする。

(ウ) 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちにその経緯を監督官に報告するものとする。

- (エ) 工事現場での作業に当たり、火気は使用しない。ただし、やむを得ず、火気を使用する場合又は作業で火花等が発生する場合は、着工する7日前までに監督官に火気等使用申請許可証（部隊定型様式）を提出するものとする。また、火気等の取扱いに十分注意するとともに、次に示す火災防止の措置を講ずる。
- a 使用する火気に適した種類及び容量の消火器等を設置する。
  - b 火気の使用箇所付近に可燃性のもの及び危険性のあるものを置かない。
  - c 火気の使用箇所付近は、防災シート等による養生及び火花の飛散防止措置を講ずる。
  - d 作業終了後は、十分に点検を行い、異状のないことを確認する。
- エ 上記ア～ウについて、業務計画書（契約相手方所定）を提出するものとする。
- オ 清掃及び後片付け  
業務に関連する部分（進入路等を含む。）の清掃及び後片付けを行うこと。
- カ 資格
- (ア) 管理技術者は、建築士法に規定する一級建築士又は二級建築士の資格を有する者とし建築分野の主任担当技術者を兼ねることができるものとする。
  - (イ) 資格を証明できる書類の写しを監督官に提出するものとする。
- (7) 官側の便宜供与  
契約相手方は、本業務において基地の電気及び水道を使用する必要がある場合は、監督官と協議するものとする。
- (8) 完成検査  
次に示す確認及び検査をもって業務完了とする。
- ア すべての作業終了後、検査官による成果物の完成確認
  - イ 検査官による完了通知書（部隊定型様式）及び引渡書（部隊定型様式）を含む全書類の書類検査
- 3 特記事項
- (1) 工事場所及び業務内容  
工事場所は、付図第1のとおりとする。業務内容は、次のとおりとし、改修内容は、付図第2及び付図第3（以下「基本設計」という。）のとおりとする。
- ア 一般業務の内容及び範囲（建築、電気設備及び機械設備）

項目		業務内容	適用
要求等の確認	官側の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、官側の要求等を再確認し、必要に応じ設計条件の修正を行う。	○
	設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、官側の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、監督官と協議する。	○
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。	○
	建築確認申請に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。	×

実施設計方針の策定	総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。	○
	実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、官側と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。	○
	実施設計方針の策定及び官側への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、官側に説明する。	○
実施設計図書の作成	実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、監督官と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。 なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様並びに工事材料、設備機器等の種別及び品質並びに特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。	○
	建築確認申請図書の作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。	×
概算工事費の検討		実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。	○
実施設計内容の官側への説明等		実施設計を行っている間、監督官に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について官側の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を監督官に提出し官側に対して設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。	○

イ 追加業務の内容（建築、電気設備及び機械設備）

(ア) 積算業務（積算数量算出書（算出根拠を記載した積算数量調書を含む）の作成、単価資料の作成、見積収集及び見積検討資料の作成）

(イ) 概略工事工程表の作成

(2) 適用基準等

本業務に国土交通省が制定する次の技術基準等（業務の履行時における最新のもの）を適用する。

ア 共通

(ア) 官庁施設の基本的性能基準

- (イ) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- (ウ) 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- (エ) 官庁施設的环境保全性基準
- (オ) 官庁施設の防犯に関する基準
- (カ) 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- (キ) 建築設計業務等電子納品要領
- (ク) 公共建築工事積算基準
- (ケ) 公共建築工事共通費積算基準
- (コ) 公共建築工事標準単価積算基準
- (サ) 公共建築工事積算基準等資料
- (シ) 建築物解体工事共通仕様書

#### イ 建築

- (ア) 建築工事設計図書作成基準
- (イ) 建築工事設計図書作成基準の資料
- (ウ) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- (エ) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- (オ) 建築設計基準
- (カ) 建築設計基準の資料
- (キ) 建築構造設計基準
- (ク) 建築構造設計基準の資料
- (ケ) 建築工事標準詳細図

#### ウ 建築積算

- (ア) 公共建築数量積算基準
- (イ) 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- (ウ) 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

#### エ 電気設備及び機械設備

- (ア) 建築設備計画基準
- (イ) 建築設備設計基準
- (ウ) 建築設備工事設計図書作成基準
- (エ) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- (オ) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- (カ) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- (キ) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- (ク) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- (ケ) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

#### オ 電気設備積算及び機械設備積算

- (ア) 公共建築設備数量積算基準
- (イ) 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- (ウ) 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

### (3) 貸与品

貸与品は、既存建築物設計図書一式とし、完了検査までに監督官に返却するものとする。





<p>ウ 電気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■電気設備設計図</li> <li>■仕様書</li> <li>□敷地案内図</li> <li>□配置図</li> <li>■電灯設備図</li> <li>■動力設備図</li> <li>□電気自動車用充電設備図</li> <li>□電熱設備図</li> <li>□雷保護設備図</li> <li>□受変電設備図</li> <li>□電力貯蔵設備図</li> <li>□発電設備図</li> <li>□構内情報通信網設備図</li> <li>□構内交換設備図</li> <li>□情報表示設備図</li> <li>□映像・音響設備図</li> <li>□拡声設備図</li> <li>□誘導支援設備図</li> <li>□テレビ共同受信設備図</li> <li>□テレビ電波障害防除設備図</li> <li>□監視カメラ設備図</li> <li>□駐車場管制設備図</li> <li>□防犯・入退室管理設備図</li> <li>■火災報知設備図</li> <li>□中央監視制御設備図</li> <li>□構内配電線路図</li> <li>□構内通信線路図</li> <li>■電気設備設計計算書</li> <li>■工事費概算書</li> <li>□計画通知図書</li> <li>□中高層建築物の届出書</li> </ul>	各1部	(1)部	A3 (写し)	※CD-Rによる提出
<p>エ 機械設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■機械設備設計図</li> <li>■仕様書</li> <li>□敷地案内図</li> <li>□配置図</li> <li>■空気調和設備図</li> <li>■換気設備図</li> <li>■排煙設備図</li> <li>□自動制御設備図</li> </ul>	各1部	(1)部	A3 (写し)	※CD-Rによる提出

<ul style="list-style-type: none"> <li>■衛生器具設備図</li> <li>■給水設備図</li> <li>■排水設備図</li> <li>■給湯設備図</li> <li>□消火設備図</li> <li>□厨房設備図</li> <li>□ガス設備図</li> <li>□浄化槽設備図</li> <li>□排水再利用設備図</li> <li>□雨水利用設備図</li> <li>□ごみ処理設備図</li> <li>□エレベーター設備図</li> <li>□小荷物専用昇降機設備図</li> <li>□エスカレーター設備図</li> <li>□機械式駐車設備図</li> <li>■機械設備設計計算書</li> <li>■工事費概算書</li> <li>□計画通知図書</li> <li>□中高層建築物の届出書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各1部</li> <li>各1部</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>A4 (写し)</li> <li>A4 (写し)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※CD-Rによる提出</li> <li>※CD-Rによる提出</li> </ul>
オ 建築積算 <ul style="list-style-type: none"> <li>■建築工事積算数量算出書</li> <li>■建築工事積算数量調書</li> <li>■見積書等関係資料</li> <li>■単価資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各1部</li> <li>各1部</li> <li>各1部</li> <li>各1部</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>A4 (写し)</li> <li>A4 (写し)</li> <li>A4 (写し)</li> <li>A4 (写し)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※CD-Rによる提出</li> <li>※CD-Rによる提出</li> <li>※CD-Rによる提出</li> <li>※CD-Rによる提出</li> </ul>
カ 電気設備積算 <ul style="list-style-type: none"> <li>■電気設備工事積算数量算出書</li> <li>■電気設備工事積算数量調書</li> <li>■見積書等関係資料</li> <li>■単価資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各1部</li> <li>各1部</li> <li>各1部</li> <li>各1部</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>A4 (写し)</li> <li>A4 (写し)</li> <li>A4 (写し)</li> <li>A4 (写し)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※CD-Rによる提出</li> <li>※CD-Rによる提出</li> <li>※CD-Rによる提出</li> <li>※CD-Rによる提出</li> </ul>
キ 機械設備積算 <ul style="list-style-type: none"> <li>■機械設備工事積算数量算出書</li> <li>■機械設備工事積算数量調書</li> <li>■見積書等関係資料</li> <li>■単価資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各1部</li> <li>各1部</li> <li>各1部</li> <li>各1部</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>A4 (写し)</li> <li>A4 (写し)</li> <li>A4 (写し)</li> <li>A4 (写し)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※CD-Rによる提出</li> <li>※CD-Rによる提出</li> <li>※CD-Rによる提出</li> <li>※CD-Rによる提出</li> </ul>
ク その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>■概略工事工程表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各1部</li> </ul>	(1)部	A4 (写し)	※CD-Rによる提出
ケ 資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>■各種技術資料</li> <li>■構造計算データ</li> <li>■各記録書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各1部</li> <li>各1部</li> <li>各1部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)部</li> <li>(1)部</li> <li>(1)部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A4ファイル</li> <li>A4 (写し)</li> <li>A4ファイル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A4</li> <li>※CD-Rによる提出</li> <li>A4</li> </ul>

- 注記1 改修内容に対する成果物の過不足又は同一図面への記載の必要性等が生じた場合、監督官と協議するものとする。
- 注記2 建築（構造）の成果物は、建築（総合）の成果物の中に含めることができるものとする。
- 注記3 「CD-Rによる提出」が特記された成果物等は電子納品の対象とし、電子納品に当たっては、官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】（業務の履行時における最新のもの）を参照するものとする。  
 なお、電子納品の対象であることが記載された成果物等以外を電子納品の対象とする場合は、監督官と協議するものとする。
- 注記4 電子成果品のファイル形式は、建築設計業務等電子納品要領（業務の履行時における最新のもの）によるほか、オリジナルファイルも提出するものとする。  
 なお、オリジナルファイルのファイル形式については、監督官と協議するものとする。
- 注記5 電子媒体（CD-R）の提出部数は、1部とする。

(5) 提出書類

提出書類は、次のとおりとし、監督官の示す期日までに提出し、確認を受けるものとする。

No.	書類名	部数	備考
1	着工届	1	部隊定型様式
2	業務計画書	1	契約相手方所定
3	工程表	1	契約相手方所定（実施項目、日時等を明記）
4	管理技術者等通知書	1	部隊定型様式（経歴書共）
5	資格証明書の写し	1	
6	火気等使用申請許可証	1	部隊定型様式、必要に応じ提出
7	打合せ簿	1	部隊定型様式、必要に応じ提出
8	完了通知書	1	部隊定型様式
9	引渡書	1	部隊定型様式
10	その他監督官の指示する書類	—	その都度

令和 年 月 日

## 誓約書

契約担当官

航空自衛隊第3航空団

会計隊長 守本 孝明 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

弊社は、本工事(業務)を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員(持分会社にあつては社員を含む。)、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

## 誓約書

契約担当官

航空自衛隊第3航空団

会計隊長 守本 孝明 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

弊社は、過去 年間に防衛省発注の工事(業務)を完成(完了)・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事(業務)を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員(持分会社にあっては社員を含む。)、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。